

大阪府は3月24日、2014年度から低所得世帯(年収250万円以下)の高校生に授業料以外の教育費を支援する返済不要の「給付型奨学金」について、国の

基準よりも対象費目を限定し、支給額も低く抑えられていた府の当初予算案を国の基準通りに修正した。これは、公明党府議団(岩下学団長)が代表質問や委員会質疑などを通じて、国の基準に合わせるよう訴え、一般会計予算の修正案として提案していたもので、同日の府議会本会議で賛成多数で可決され、成立した。これまでの質疑で公明党は、国の給付型奨学金事業が授業料を除く全ての教育経費を対象としていることに何度も言及。その上で、府

が独自に定めた同事業の制度内容が、給付対象費目を教科書代と修学旅行等の費用に限定した点について、「他の都道府県と比べ、給付額に大きな差が生まれ、不合理だ」と主張してきた。

給付型奨学金を国基準に

大阪府

対象限定の矛盾ただす

24日の最終本会議でも公明党の藤村昌隆議員が、府がそれまで対象外としてきた制服代と通学定期代を支給対象とする修正案を提出したこと

について、府の案では領収書チェックのための事務費が新たに追加発生するなど、高校生への支給額は減少するにもかかわらず、事業総額は国の基準で実施した場合よりも約400万円もかさむことを指摘。対象費目を国の制度に合わせる予算修正を求めた。

案成立
修正成
の決、
明可
公が